

第6回 船橋市総合計画審議会 会議録

日時 令和3年8月10日（火） 13:30～15:25

場所 船橋市役所 9階 第1会議室

出席者

＜出席委員＞

宇於崎委員、柏木委員、中原委員、藤野委員、宮脇委員、屋代委員、土屋委員、平川委員、三須委員、若生委員、稲垣委員、小淵委員、深尾委員、萬屋委員、大川委員、片桐委員、小林委員、矢部委員

＜市出席者＞

杉田副市長、企画財政部長

＜事務局＞

政策企画課長、政策企画課長補佐、政策企画課総合計画係長

＜関係部局＞

【学校教育】

教育次長、管理部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、保健体育課長、総合教育センター所長

【生涯学習、文化・スポーツ】

教育次長、生涯学習部長、社会教育課長、文化課長、青少年課長、生涯スポーツ課長補佐、中央公民館長、西図書館長

【商工業、農水産業】

経済部長、地方卸売市場長、商工振興課長、農水産課長、地方卸売市場総務課長

＜欠席委員＞

牛山委員

次第

1. 議題

- (1) 序論・基本構想（素案）について
- (2) 基本計画（素案）について

2. その他

- (1) 今後のスケジュール

傍聴者 9名

会議の公開・非公開の区分 公開

議事内容：

開会（13時30分）

○ 政策企画課長補佐

定刻となりましたので、ただいまより第6回船橋市総合計画審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、政策企画課の國澤です。それでは、初めに、委員の変更がございましたので御紹介いたします。まず、第2号委員の自治会連合協議会の本木次夫様に代わりまして、同会会長平川道雄様が新たに委員に就任されました。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

（資料の確認）

本日の審議は2時間程度を予定しております。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、会議途中で窓を開けて換気をさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

続きまして、委員の欠席者について御報告いたします。

本日は、明治大学の牛山委員より欠席の御連絡をいただいております。よって現時点で委員19名のうち、来場の方が8名、オンライン参加の方が10名、合計18名の方に御出席いただいておりますことから、船橋市総合計画審議会条例第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることを御報告いたします。

また、傍聴につきましては、事前に傍聴者の定員を10名程度として市のホームページに掲載させていただきました。本日傍聴者につきましては、会場の関係から別室にてオンラインで傍聴する形式となっております。なお、本日9名の傍聴者がいらっしゃいますことを御報告いたします。

それでは、船橋市総合計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。宮脇会長、よろしくお願いいたします。

○ 宮脇会長

議事に入る前に、傍聴者の方に傍聴用の別室に御入場いただきます。傍聴者の方は、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

1. 議題

（1） 議題1「第3次船橋市総合計画序論・基本構想（素案）について」

○ 宮脇会長

それでは、議題1「第3次船橋市総合計画序論・基本構想（素案）について」事務局より説明をお願いします。

○ 政策企画課長

議題1の序論・基本構想（素案）について御説明いたします。資料1及び2を御覧ください。事前に委員の皆様にお伝えさせていただいておりますが、本序論・基本構想については、これまで当審議会でご審議いただいた「第3次船橋市総合計画（骨子案）」を成文化し、図表を加えたものでございます。

今回の審議会に先立ち、事前に文言の修正や表現の言い換え等について御意見をいただき、本日はその内容を反映したものをお示ししております。また、一部事務局による修正も加えておりますので、お手元の素案を御確認ください。なお、今回新たにお示ししたものとして、資料2「基本構想（素案）」の3ページに「将来都市像」がございます。

将来都市像は、市民と広く共有できる、本市の将来のまちのイメージとして設定するもので

す。市民を含め、船橋に関わるすべての「人」が自分らしく生き生きと輝くことで、人々から笑顔があふれ、その笑顔がまち中に広がることで、「まち」がさらに活気づきます。このようなまちを目指し、第3次総合計画における将来都市像を「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」と設定しました。

本日、この基本構想（素案）について、委員の皆様にご了承いただきましたら、基本構想（素案）について、9月にパブリックコメントを実施する予定となっております。基本構想（素案）についての説明は以上です。

○ 宮脇会長

事務局から御説明がありました、序論と基本構想につきましては、本審議会で審議を重ねてきました。新型コロナウイルス感染症などで追加事項が発生しており、前回の審議会で委員の皆様にご了承を得たところでございます。それを基に、今報告のあったように、成文化していただきました。委員からの御意見があればお願いします。

特に無いようですので、当審議会での議論を終了いたします。

(2) 議題2「第3次船橋市総合計画基本計画（素案）について」

○ 宮脇会長

それでは、議題2「第3次船橋市総合計画基本計画（素案）について」事務局より説明をお願いします。

○ 政策企画課長

資料4の「第3次総合計画体系図」を御覧ください。今回を含めて10月までの4回に分けて御審議いただく基本計画は、市の行う必要な施策を効果的に推進することができるように施策を網羅的に体系化しています。基本計画を構成する単位を「基本施策」としており、基本施策は「1.健康増進」から「24.広報広聴・魅力発信」までの24本としております。

資料4の体系図は、それぞれの基本施策が、基本構想で示した5つのめざすまちの姿の実現に寄与するものであり、また、5つのめざすまちの姿は、複数の基本施策が相互に関連することにより、実現を図っていくものと考えております。

次に、資料5の「審議順序」を御覧ください。本日の審議対象は、教育・経済分野の5つの基本施策となります。次回の8月23日開催の第7回では、都市基盤、環境分野の6つの基本施策、10月上旬に開催予定の第8回では、健康福祉の分野の7つの基本施策を、10月下旬に開催予定の第9回では、防災、市民生活等の分野の6つの基本施策をそれぞれ御審議いただく予定となっております。

次に、基本計画（素案）の記載事項について御説明いたします。資料6の「計画書レイアウト」を御覧ください。基本施策（素案）では、左側に、当基本施策を推進する必要性・根拠として、施策を取り巻く「現状と課題」を整理しています。その現状と課題に対応する施策を右側の「施策の方向」として記載しています。施策の方向では、施策ごとに今後10年間で推進していく取り組みについて、目的と取り組み内容を整理して記載しています。また、施策を推進するために実施する主な取り組み（事業）の例を記載しています。基本計画の全体の説明は以上となります。

引き続き、本日の審議対象となっている各基本施策の説明に入らせていただきます。資料3「基本計画（素案）」は審議日程別に4つに分けておりますが、そのうち本日第6回（8/10）分の資料を御覧ください。

【基本施策 8.学校教育】

学校教育の分野では、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、自ら考え可能性を発揮する「生きる力」を身に付けるとともに、ふるさと船橋を愛し心豊かでたくましい人づくりを目指しています。この目標を実現するために3つの施策を推進していきます。

1つ目の施策は「教育内容の充実」です。この施策では、学習指導要領を踏まえた主体的な

学習や主権者教育、GIGA スクール構想によって整備された ICT 環境を活用した教育の充実、本市がこれまで取り組んできた小中一貫英語教育などを推進します。

2 つ目の施策は「ニーズに応じた支援の充実」です。この施策では、特別支援教育の推進や不登校・帰国・外国人児童生徒への支援の充実を図るとともに、いじめ等に対する組織的な対応を推進します。また、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者への経済的負担軽減策を推進します。

3 つ目の施策は「教育体制の整備」です。この施策では、教職員の指導力向上を図るため研修の充実など支援体制を整備するとともに、学校規模の適正化等を推進します。当施策の説明は以上です。

【基本施策 9. 生涯学習】

生涯学習の分野では、すべての市民が生涯にわたって自ら学び、その成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現のため、本市では、市民や社会教育関係団体の主体的な活動を支援しており、市内では公民館などを拠点として多くの生涯学習活動が行われています。今後も、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域や社会の課題解決につなげていくことが必要です。こうした現状に対し、生涯学習の分野は2つの施策を掲げています。

1 つ目の施策は「生涯にわたる学習の推進」です。この施策では、社会の変化に応じた学習や社会教育施設での課題解決に向けた相談・情報提供の充実、青少年の健全育成事業などを推進します。

2 つ目の施策は「学びの成果を活動につなげる取り組みの推進」です。この施策では、人材・団体の育成と支援や交流機会の創出、学びの成果を活かすボランティア制度の構築などを推進します。当施策の説明は以上です。

【基本施策 10. 文化・スポーツ】

文化・スポーツの分野では、地域に根ざした伝統芸能や文化財の保護・保存・活用、優れた芸術に接する機会の提供や市民の自主的な文化活動を支援し、個性豊かな市民文化の創造を促進する必要があります。また、すべての市民がいつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめるよう、情報提供や環境整備を推進する必要があります。こうした現状に対し、3つの施策を推進します。

1 つ目の施策は「文化振興」です。この施策では、文化ホール等での鑑賞機会、発表の場の提供や文化団体や市民ボランティアと協働した事業の推進のほか、文化の担い手の育成を推進します。

2 つ目の施策は「文化財の保存・活用」です。先日、本市で初の国史跡に指定されることとなりました取掛西貝塚のほか、船橋に分布する重要な遺跡を保存・活用するとともに、各地域で育まれている有形無形の文化財の周知や保護を推進していきます。

3 つ目の施策は「スポーツ振興」です。この施策では、スポーツに親しむことのできる環境の整備や地域住民が行うスポーツ活動やイベントの支援と人材育成、相互連携・支援協力に関する協定を締結するプロスポーツチームとの連携を推進します。当施策の説明は以上です。

【基本施策 17. 商工業】

商工業の分野ですが、本市は、多くの大型商業施設と商店街が共存・共栄しているほか、首都圏の台所機能を担う「京葉食品コンビナート」から高い技術・開発力を誇る個性的な中小企業まで多様な企業が立地しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、商業環境や産業構造が大きく変化しています。新たな環境の変化に対応して、本市の商工業が持続的に発展を遂げるためには、事業者同士の連携や産業の裾野の拡大が必要です。こうした現状を踏まえ、4つの施策を推進します。

1 つ目の施策は「商業環境の整備」です。この施策では、空き店舗対策やイベント等の商店会活動を支援します。また、自宅近隣に店舗がない地域への買い物支援の実施などを推進します。

2 つ目の施策は「企業活動の活性化支援」です。この施策では、資金調達や経営改善、事業承継を支援するほか、新規産業の育成が進むよう、市内で創業を目指す人を支援します。

3 つ目の施策は「安定的な雇用の確保」です。この施策では、多様な人材の雇用に対する体制の整備を推進するほか、障害がある人や求職中の若者への就労支援を行います。

4 つ目の施策は「卸売市場の機能強化・充実」です。この施策では、卸売市場の施設の再整備を着実に推進するとともに、市場内事業者と連携を図り、各種イベントの開催を通じて市民へのPR活動などを推進します。当施策の説明は以上です。

【基本施策 18. 農水産業】

農水産業の分野ですが、本市は、大消費地である首都圏に位置する恵まれた立地を活かした農業地域として、にんじん・小松菜・枝豆等の野菜をはじめ、梨に代表される果樹、花き、畜産など多様な農畜産業が営まれています。また、船橋沖に広がる干潟「三番瀬」は、江戸時代から豊かな漁場として知られ、現在も江戸前の漁場として栄えています。こうした現状を踏まえ、農水産分野は2つの施策を推進します。

1 つ目の施策は「人材育成と農地活用」です。この施策では、農業・漁業就業者の減少に対応するため、新規就農者・漁業就業者の育成や、農地を保全するため、農地の貸付・借受のマッチングを促進します。

2 つ目の施策は「流通・販売の強化」です。この施策では、地産地消の推進や生産者の収益性を高める船橋産品のブランド化の促進や六次産業化などへの支援、施設・設備の導入支援を行います。当施策の説明は以上です。

以上が本日御審議いただく基本施策の説明となります。

○ 宮脇会長

それでは、この「基本計画（素案）」の議事の進め方について御説明します。委員の皆様から事前に御意見をいただいております、事務局において資料7の「基本計画（素案）」に対する事前意見のとおり一覧にまとめていただいております。まず、一覧の順番に事前に御意見をいただいている委員の方に意見の趣旨等の説明を御発言いただきます。次に、本日は素案の審議対象の各分野の関係部局の職員の方が出席されていますので、所管事項について市の見解や考え方について回答をいただきます。それを受けて、意見の提案者を含め、委員の方から追加の意見があれば御発言いただき、必要に応じて市側からも回答をいただく流れで進めていきたいと思っております。

【基本施策 8. 学校教育】

○ 宮脇会長

学校教育について3名の委員から事前意見をいただいております。まずは施策1に関する御意見ということで稲垣委員、矢部委員に御意見の趣旨についてお聞かせいただければと思います。

○ 稲垣委員

<現状と課題>の2行目にある「ふるさと船橋を愛し心豊かでたくましい人づくりを目指す」という部分について、施策1の主な取り組みに「船橋を大切に思う気持ちを育てる」という内容の取り組みがあるとよいと思います。子どもたちには、自分の住んでいるところの良い点や恵まれている点だけでなく、問題点や課題についても伝え、どうしたらより良い街になるのかということを考えてもらうことで、船橋を大切に思う気持ちが芽生えるのではないかと思います。

船橋を大切に思う気持ちを育てることで、基本計画「10. 文化・スポーツ」の課題である「文化財保護の担い手」のすそ野も広がると思いますし、「22. 自然との共生」、「23. 環境負荷の低減」について子どもたちが興味を持って取り組むのではないかと思います。学校教育の分野

から離れますが、親御さんの転勤などで、一時的に船橋に居住する子どもたちに対して、船橋が良い街だったという印象を残すことができれば、子どもたちが成長した後に船橋に戻ってきてももらえる可能性もあるのではないかと思います。以上のことから、「船橋を大切に思う気持ちを育てる」という取り組みの追加を提案いたします。

○ 矢部委員

施策1の教育内容について、語学や道德教育、体力向上の他にもメインの柱の1つとして、多様性やジェンダー平等について入れてはどうかということで提案させていただきました。SDGsには5.ジェンダー平等の実現が掲げられており、一人一人が自分らしく輝くまちの背景の1つとして、男女共同参画の推進と性の多様性の尊重が記載されています。ぜひ多様性を尊重する船橋になるべく、小学校に通っている時からお互いを理解し合うことができるような取り組みがあった方がいいのではないかと思います。

○ 指導課長

稲垣委員の御意見についてですが、主な取り組みの中に委員の御意見の内容を直接明記はしていませんが、主権者教育の観点から各教科等において、本市に係る地域の事柄や地域の素材を積極的に取り入れることで、児童生徒の船橋市への関心を高めるとともに、ふるさと船橋への思いを育む取り組みを進めております。

続いて、矢部委員の意見、SDGs、ジェンダー平等についてですが、本市では、子どもの発達段階に応じた道德教育を推進し、自他の生命の尊重や自己肯定感・自己有用感、他者への思いやりなど児童生徒の豊かな心の育成を図っています。当該施策の推進により、ジェンダー平等の実現や多様性の尊重等の実現につながるものと考えています。

○ 稲垣委員

主権者教育の中に含まれているということで理解しました。

○ 矢部委員

道德教育の中に含まれているということで理解しました。もし、可能であれば10年を見据えてどういうことができるのか、より明確にするためにも、例えば稲垣委員の意見や私が提案したことについて、括弧書きでも構いませんので、学校教育の中で特に何を行うのかということが記載されると市民の方にも伝わると思います。

○ 官協会長

施策2の御意見について土屋委員より御説明をお願いします。

○ 土屋委員

学校教育の中では特別支援学級も増えており、子どもたち自身は特別支援学級の子どもたちと触れ合うことによって理解が深まっていると思います。その他に、子どもたちの保護者や地域の方々など一般市民に向けて、発達障害などの理解を深める発信をするような取り組みがあればよいのではないかと思います。このような提案をさせていただきました。

○ 総合教育センター所長

特別支援教育の推進として、学校においては管理職や特別支援教育コーディネーターの研修、校内研修や希望研修等にて教職員へ特別支援教育の推進を図っています。また、教職員、保護者、一般の方々を対象とした教育講演会を毎年開催し、発達障害を含めた特別支援教育について理解を深めていただく機会を設けております。

○ 政策企画課長

発達障害に関する市民への理解啓発は、福祉の関連部署が主体となって、学校教育とも連携しながら取り組むことが重要だと考えていますが、本日は福祉関係の課が出席していないことから、代わりに回答します。発達障害を含めた様々な障害に関する市民に向けた理解啓発は障害福祉の施策で取り組んでいきます。また、発達障害の必要な子供の早期発見、早期療育のための相談支援など、当事者への対応は子育て支援の施策で取り組んでいきます。

○ 土屋委員

説明していただいたことについて承知しておりますが、当事者ではない方にも知ってもらえるような場づくり、総合教育センターでの取り組みがそれだと思いますが、多くの市民の方にも知ってもらえるようなものがあればということで提案させていただきました。今、社会問題として取り上げられてきていますので徐々に浸透していると思いますが、そのようなことができればなおよいと思います。

○ 政策企画課長

御意見のございました発達障害の理解促進につきましては、具体的には発達障害を含めた様々な障害の特性や配慮すべき事項などをまとめたパンフレットを小学5年生に配布しているほか、市役所の窓口でも広く市民に配布するなどして、障害の理解促進に努めています。

○ 土屋委員

窓口配布については知りませんでしたので参考になりました。ありがとうございました。

○ 宮脇会長

土屋委員がおっしゃりたいのは、一般の市民の皆様にもこのようなことについてもっと関心と気づきが持てるように、市として積極的に何か行っただけでないのかというメッセージだと思います。その他、お気づきの点があれば、よろしくお願いいたします。

○ 中原委員

事前の御意見と事務局のお話を伺っていると、今後10年の基本計画の中にどういう文言を追加していくかが重要だと感じています。施策1に関する委員の質問の回答として、主権者教育や道徳教育の中に含まれているという御説明がありましたが、多様性の理解やジェンダー平等など、これから船橋市子どもたちがしっかりと学校教育の中で学んでいくことが大事だと思っています。それを主権者教育や道徳教育という記載に留めて良いのか、基本計画の中で何をどのように記載し、何に光を当てていくのかということは大変重要だと感じました。

施策2については、多様なニーズに応じた支援の充実は子どもの育ちを考えたときに重要な領域ですが、この10年の中で船橋市は児童相談所を設置するという大きな節目を迎えています。児童相談所と学校がどのように連携協働していくのかという点は、これから10年を考えたときにやはり大事な視点かと思いますが、いかがでしょうか。

○ 指導課長

御意見ありがとうございます。先ほど、ふるさと船橋への思いは主権者教育に含まれ、ジェンダー平等などは道徳教育に含まれるという回答をしました。しかしながら、ふるさと船橋への思いの育みについては、学校教育全体にわたって、広く育んでいくことが大事ではないかと考えております。音楽の時間に伝統芸能を学ぶことや、あるいは英語の時間に船橋について知っていることを広く世界に発信しようという単元を設けて、身近なことを簡単な英語で発表する等、学校教育全体にわたって船橋について理解を深め、そのことを広く発信することで思いを深めてほしいというような考えを持っております。

ジェンダー平等については、男女尊重し合い、共に良い社会を築いていこうというような内容は、道徳教育を中心に扱っております。日本ではどこでも当たり前のように行われていることが世界に目を向けると必ずしもそうではないということがあります。こうしたジェンダーギャップについて、教育現場では特に大きな隔たりがない中で、社会において、例えば経済界や政治になると急に女性参加率が低くなるなど、我々も苦慮しているところでございます。道徳のみではなく、教科横断的に力を付けていかないといけないものと考えておりますので、施策の示し方について御指摘を踏まえたくえで検討したいと思っております。

○ 政策企画課長

委員の方から御意見いただきました、福祉分野と学校教育分野での連携でございますが、児童相談所については、学校教育の基本施策ではなく、第8回の審議会でも取り扱う予定の「子育て支援」の児童虐待防止対策の中で関係機関と連携した虐待防止対策の強化を図るというような整理をさせていただいておりますので、そちらで記載内容等について御議論いただけたらと

考えております。

○ 中原委員

ありがとうございました。例えば、多様性の理解や尊重に関する教育に力点を置いていくかどうか、明確にするために、主な取り組みの中に何を加えるのかということについて、もう一度考えていただきたいと思います。

○ 大川委員

24の基本施策は資料4の体系図のように横と縦の関連付けがされています。学校教育と農水産業では、食育や農水産業の人材育成、地産地消など共に関係しているものもあると思います。施策を束ねることにより、効果が出るような考え方があるとよいと思いました。

○ 宮脇会長

縦割りで議論をせざるを得ない部分もありますが、最後の段階で各分野との関わりについて皆様から御指摘をいただいて、全体について議論する場を設けたいと思います。

私から一点確認ですが、学校教育における道德教育や主権者教育について、もう一度検討するという回答でしたが、記載内容について見直すという趣旨でしょうか。先ほど御発言があったとおりで、例えば、基本計画の構成は、〈現状と課題〉として文章があり、〈施策の方向〉で重要な施策について書かれています。例えば、ジェンダーや多様性という文言は〈現状と課題〉の文章内ではなく、道德や人権というところにまとめてあるという話だったと思います。一方で、英語教育や規範意識は〈現状と課題〉に具体的に記載されている。〈現状と課題〉の記載ぶりに違いがあるということだと思いますが、区分けの理由があるかどうか、今すぐの回答は難しく検討されるという話なので、その結果をお聞きするという事で良いでしょうか。

○ 政策企画課長

主な取り組みの記載について、具体的すぎると実施計画レベルになってしまうという懸念がございますが、もう少し何が含まれているのかがわかるような表現について、担当課と協議調整させていただきたいと思います。

○ 宮脇会長

施策体系でどこまで書いてどこまで書かないかということは非常に重要なことから、その辺りの御説明があればもう少し委員の皆様も御理解いただけるとと思います。その他、御意見が無いようですので、学校教育の議論は以上とさせていただきたいと思います。

【基本施策 9.生涯学習】

○ 宮脇会長

次に生涯学習の議論を始めます。先ほどと同じように2名の委員から御意見の趣旨を御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○ 矢部委員

意見というよりも、個人的な希望も入っていますが、船橋市内や市の近隣、千葉県内には高等教育機関があります。そうしたところでは、例えば語学やビジネス関連のトピックを扱ったような生涯学習や地域の方々向けの公開講座を催しているという報告をウェブサイトで見たりします。可能であれば公民館でやっているような文化的なものや近隣の高等教育機関を連携・提携をして、船橋市民であれば提携している大学での公開講座に割引価格で参加ができるなど、すでにコミュニティにある機関を活用していくのはどうかというのを提案させていただきたいと思います。

○ 宇於崎委員

キーワードとして自身の専門知識を活かしたボランティア活動である「プロボノ活動」などを入れてはどうでしょうか。船橋市民は高度な専門知識を要する職業の方もたくさんいると思います。

○ 社会教育課長

矢部委員の御意見についてお答えいたします。現在、公民館では東邦大学薬学部による子ども薬剤師体験や千葉工業大学によるプログラミング教室など近隣の大学などと連携した事業を実施しています。引き続き、総合計画の基本構想における基本姿勢として「多様な主体との協働」とあるように、近隣の高等教育機関等との更なる連携方法を検討していきたいと考えております。

続いて宇於崎委員の御意見についてお答えします。現在、社会教育課では、自分の技能や知識をボランティアとして活かしたいと思っている地域の方と、何かを学びたいと思っている方を結び付ける事業である生涯学習サポート事業を行っています。素案で主な取り組みの中で示している「地域・社会で活躍する人材・団体の育成と支援」、「学びの成果を活かすボランティア制度の構築」といった取り組みの中で、より個々の方々の専門知識を活かせるような機会を検討していきたいと考えております。

○ 矢部委員

学校教育でも取り上げられていたとおり、主な取り組みに記載されている内容が漠然としていますので、もし今ある教育機関と連携を深めていくということが決まっている、またはその方向性であるということであれば、もう少し明記していただいた方がわかりやすいかと思います。

○ 政策企画課長

大学との連携は事業単位になると思います。直接記載できるかどうかわかりませんが、漠然とした記載になっているという御意見として受け止め、担当課と検討させていただきます。

○ 宮脇会長

施策と事務事業の境については、一定の物差しを置いた方が良いと思います。市民から見るとよくわからないということになりますので、明確に線引きすることは難しいかもしれませんが、意志表示するということは市として重要視していることになるので、その検討があるとよいと思います。

○ 宇於崎委員

大学の公開講座が有料という話を私は初めて聞きました。私の大学も船橋市にあります。公開講座として料金を取るものはないと思います。大学が有料で公開講座を実施しているという事実があるのでしょうか。大学としては地域貢献することは当然ですので、大学に公開講座をやってくださいという申し入れがあれば、大学としては協力して行える話だと思っています。

○ 社会教育課長

全てを把握しているわけではございませんが、無料のものが多いかと思います。

○ 宮脇会長

その他、いかがでしょうか。事実関係だけ教えてください。生涯学習の＜現状と課題＞にアンケート調査結果が出ていると思います。「1年間に市が主催した講演会・学習会・催し物に『参加したことがある』市民の割合は14.3%、『知っていたが、参加しなかった』市民の割合は37.7%で、事業の開催を『知らなかった』と回答した人の割合は45.8%と半数近くとなっていることから、魅力的な事業の創出とともに、事業やイベントなど生涯学習に関する情報の発信を推進していく必要があります。」

この記載について、参加したことがあるという方などの年齢層別の結果はわかりますか。

○ 社会教育課長

細かい資料を持ってきておりませんので、後ほどお伝えします。

○ 宮脇会長

年齢層によって生活パターンが異なりますので、どの辺にターゲットを置くかということもあるかと思います。

○ 片桐委員

質問にあったプロボノ活動について、一般の方々は台風災害の時に、建設業関係の方々のこ

とを想像してしまうと思います。しかし、千葉県弁護士会の方々が生活支援の相談や研修などをボランティアでやっていただいて、これもプロボノの1つと気づきました。そういう専門知識を活かしたボランティア活動を実施計画等で言葉として掲載いただくと認知してもらうためにも良いと思っています。

○ 宮脇会長

それでは、生涯学習の基本施策については以上とさせていただきます。

【基本施策 10. 文化・スポーツ】

○ 宮脇会長

文化・スポーツについて事前意見はありませんでしたが、お気づきの点があれば御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○ 平川委員

スポーツの振興について、スポーツの役割の1つとしてルールを守るという機能があると思います。そのあたりの記載は可能でしょうか。また、施策3の主な取り組みの最後に、「プロスポーツチームとの連携の推進」がありますが、プロスポーツチームだけでなく、アマチュアのチーム、スポーツ団体も市内で交流していると思います。そのような部分を記載することは可能でしょうか。

○ 政策企画課長

スポーツについては、確かにルールを守るという機能があると思いますが、計画書には明記していません。スポーツの交流については、施策3のスポーツ振興の説明文4行目の記載のような形で含まれていると考えております。事業と施策の書きぶりでどこまで記載できるか関係課と相談します。

○ 宮脇会長

そもそも論で恐縮ですが、＜現状と課題＞の【スポーツ振興】最後の文章について、「平成27(2015)年5月にプロバスケットボールチーム『千葉ジェッツふなばし』、翌年6月に、ラグビーチーム『クボタスピアーズ』と相互連携・支援協力に関する協定を締結し、各チームと連携した地域交流などに取り組んでいます。」という現状を説明しています。この文章は、＜現状と課題＞ですので、ここで記載する取り組みは重要だと思っているものを書き込んでいるのでしょうか。これから必要になることと、課題になっていること、今やっていることが混在しているように思います。

○ 政策企画課長

＜現状と課題＞について、プロスポーツチーム中心の書き方になっておりますが、地域交流ということでプロスポーツを通じて、例えば街の少年少女のチーム間の交流とかも含めた取り組みを記載しています。＜施策の方向＞は、現状実施しているものを踏まえたうえで、今後取り組んでいく方向性を記載しています。

○ 政策企画課総合計画係長

補足ですが、＜現状と課題＞は現在課題となっているものの他に、今のところ力を入れている取り組みも書いており、少し混在しているように見えますが、＜施策の方向性＞を検討するための必要事項を記載しているという整理です。

○ 宮脇会長

その他、御意見事項はありますでしょうか。それでは、文化・スポーツについては以上とさせていただきます。

【基本施策 17. 商工業】

○ 宮脇会長

次に商工業の議論を始めます。宇於崎委員から御意見の趣旨を御説明いただきます。よろし

くお願いいたします。

○ 宇於崎委員

施策2について、前文では「資金調達や経営改善、事業継承を支援します」と示されていますが、＜当施策における主な取り組み＞ではその記載が見当たりません。起業・創業の促進にもつながりますが、既存の企業の経営を助けるという意味合いもあると思います。その辺りの相談窓口の設置や金融機関、その他支援活動が行える団体との繋ぎなどの施策を取り込めないのかという提案です。

○ 商工振興課長

本市では千葉県中小企業診断士協会や社会保険労務士会船橋支部などと連携した相談事業等を実施しているところです。具体的な取り組みについては、総合計画上には明記はしていませんが、今年度中に策定予定の船橋市商工業戦略プラン後期戦略の中で検討し、記載して参ります。

○ 宇於崎委員

記載する計画について役割分担があるのであれば、それで結構かと思います。

○ 柏木委員

2点ほど御意見させていただきます。

1点目は、先ほどから皆様が御意見されているように、これから先10年を見据えた形の＜施策の方向性＞が記載されているとよいのかなと思います。商工業で挙げられている4つの施策については、国のデジタル化の流れも検討し含めるとよいのかなと思います。

2点目は、例えば、施策1の商店街活動の活性化や買い物支援、施策2の起業創業の促進、施策4の市場の活性化など主な取り組みの記載が非常にザックリと書かれています。レベル感を合わせていただくことがよいのかと思います。

○ 政策企画課長

2点目の御意見について、主な取り組みのレベル感については他の委員からも御意見がありました。基本計画にぶら下がる事業を想定しながら記載しているため抽象的な表現になっています。これについてどこまで事業レベルの記載ができるのかなど、記載方法を考えたいと思います。

○ 商工振興課長

デジタル化について、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、働き方やライフスタイルが変わってきています。そのような流れでキャッシュレスなどの推進など記載はありませんが推進していきたいと思います。

○ 柏木委員

デジタル化と一言で申し上げましたが、例えばGDPRのようなグローバルな部分や国内の働き方改革などにデジタル化が様々なところに影響します。商工業について、船橋市の経済状況を踏まえて書き込んでいただければと思います。

○ 大川委員

施策1「商業環境の整備」の主な取り組みのうち、「商店街活動の活性化」が必要と記載されています。様々な商業環境がある中で、商店街をイメージした支援を対象としているのでしょうか。また、＜現状と課題＞の【商業環境の整備】では、移動販売について記載されていますが、事業者側の支援か、買い手側の支援か、それとも両方とも想定しているのでしょうか。

○ 商工振興課長

1点目については、点ではなく面での施策であるため、商店街を対象としています。2点目は両者を想定しています。

○ 宮脇会長

＜施策の方向＞の主な取り組みについては、実施計画を検討される中で、表現が変わってくると考えてよろしいのでしょうか。

○ 政策企画課長

＜施策の方向＞のうち主な取り組みについて、実施計画で体系化していきますが、まだ変更は可能と考えています。

○ 宮脇会長

委員からしっくりこないという御意見が出ていますが、施策のレベル感をもう少し整理できれば良いと思います。市民の皆様も見ると、そのような体系化の整理が十分でないところがあると感じています。内容の是非だけでなく、そうした点については、これからも御検討いただけるということで理解しています。その他、委員からの御意見が無いようですので、商工業について以上とさせていただきます。

【基本施策 18. 農水産業】

○ 宮脇会長

次に農水産業の議論を始めます。御意見をいただいている3人の委員から御意見の趣旨を御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○ 宇於崎委員

耕作放棄地が増えてきているようであれば、市で借り上げて市民農園を開設する、民間事業者と連携して緑地を残していくということを考えてはどうかという提案です。

○ 土屋委員

＜現状と課題＞で、農作地が減っているということが記載されており、農業法人を作ることによって農作地が発展していくということも聞いていることから、市として支援が見い出せたら、農作地が減らないのではと思い、提案させていただきました。

○ 農水産課長

宇於崎委員の御意見について、現在、農園利用方式で、耕作されない農地をふるさと農園として市民に貸し出す取り組みを促進しており、現在16の農園を開設しています。将来的には市などが直接農地を借り上げての運営や民間事業者による農園として管理を依頼することなども検討していきます。

素案には「ふるさと農園の活用促進」を明記はしていませんが、施策1の2段落目の「農地の利用を促進する」取り組みのひとつとして推進していきます。その他、農地を拡大したい農家と、高齢化などで農地を維持できない農家で、農地の貸し借りについてマッチングをすることで、耕作放棄地の解消につながる取り組みを行い、優良農地を維持することに努めております。

続いて土屋委員の御意見についてですが、市内では現在法人化した農業者が1社あります。今後も農業者に対して法人化に関するメリット・デメリットの周知を図り、法人化に意欲ある農業者を支援してまいります。素案には「法人化の支援」を明記はしていませんが、施策1の1段落目の「担い手の確保・育成」の取り組みのひとつとして推進していきます。

○ 宮脇会長

施策2について、矢部委員からよろしくお願いいたします。

○ 矢部委員

施策2の主な取り組みでは、「地産地消の推進」や「ブランド化の促進や六次産業化などへの支援」が記載されています。今後10年を考えて、より健康的、持続的な食生活を考えたときに、もう一歩踏み込んで有機農業を推進するかどうか、市内に牧場などがあれば、アニマルウェルフェアを行うなど、持続可能な農業への支援というのを提案させていただきました。

船橋市は東京から電車で30分という位置にあるという利点を活かし、船橋市の野菜について有機認証を取っているものがあれば、東京でも売れると思います。船橋市でも地産地消できるとしており、そうしたものが市内で手に入ると、より安心して自分たちの暮らしている土地でできたものを消費したいという気持ちにもなると思います。スーパーでも有機野菜のコー

ナーを設けることや、都内では有機食材のみを販売するスーパーもあり、有機農法に関するニーズやトレンドは大きくなっていると思っており、そこに着目して今後10年後を見据えて、地産地消の促進やブランド化の促進に取り組んではどうかと思います。

○ 農水産課長

矢部委員より御説明の有った有機農法について御説明いたします。船橋市では所有者の異なる畑が近接しており、またその面積も比較的狭いことから、ある生産者が有機農法を行うと隣接農地に病害虫が発生するなどの問題があります。このことから市として有機JAS取得に対して支援などは特に行っていません。ただし、化学肥料や化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画について、県知事の認定を受けた農業者をエコファーマーと言い、令和3年3月31日現在船橋市では147人が認定を受けています。このエコファーマーの認定に対し、市として土壌分析など支援を実施しています。このような支援は素案の施策2の「収益性を高める環境整備」の取り組みのひとつとして推進していきます。

ブランド化については、現在「船橋にんじん」と「船橋のなし」が特許庁の地域団体商標登録を受けています。この2品が登録を受ける際、知名度向上を図るために都内などで農業協同組合と共にPR活動を実施しました。また農業協同組合が独自に船橋ブランドとして「西船橋産ブランド小松菜」と「船橋産ブランドえだまめ」を定めてPRをしております。市もこれらに対し各種補助を実施しております。

○ 矢部委員

エコファーマーという取り組みは存じておらず、とても良い取り組みだと思いました。

○ 宮脇会長

その他、他の委員より御発言いかがでしょうか。それでは、農水産業について以上とさせていただきます。

以上で、本日の議題となっている基本施策の審議が終了しました。委員の皆様からの御意見を踏まえ、基本計画に反映すべき意見等についての集約方法については、会長及び副会長で事務局と調整させていただきたいと考えております。ただし、最終的には答申案等について皆様に御意見いただければと思います。とりあえずの集約については、会長及び副会長で事務局と調整するという事で御一任いただければと思います。

本日の議題は以上となります。それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

2. その他

(1) 今後のスケジュール

○ 政策企画課総合計画係長

本日も長時間にわたり、ありがとうございました。本日の資料は後日、市のホームページに掲載いたします。また、本日の会議録について、事務局で作成し次第、メール等で送付させていただきますので、御確認くださいようお願いいたします。次回以降の当審議会の予定を御案内いたします。次回の第7回は、8月23日で、時間は10時00分からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。先に御案内しておおり、次回の審議会の審議対象となっている6つの基本施策に対する事前意見がございましたら、出欠の御連絡とあわせて8月13日までに御提出くださいますようお願いいたします。第8回、第9回はいずれも10月を予定しております。近日中に皆様へ御報告いたします。引き続きよろしくお願いいたします。

○ 宮脇会長

それでは以上をもちまして本日の会議は終了いたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

閉会（15 時 25 分）
以上